

個人型確定拠出年金の課題 - 米国 IRA の発展からの示唆 -

野村 亜紀子

要 約

1. わが国の個人型確定拠出年金（個人型年金）は、2005年10月末時点で加入者数が5万人強にとどまり、順調に普及しているとは言い難い。個人型年金は米国の個人退職勘定（IRA）と基本的な仕組みを共有しつつも、異なる点が多数あり、両者の比較を通じて個人型年金の課題を洗い出すことができる。
2. IRAは、公務員や所得のない配偶者も含めて、幅広い国民が利用可能な制度となっている。また、60代に入ると、引き出しが可能になるが、拠出の継続も可能であり、セカンドライフの多様化に上手く対応していると言える。さらに、中小企業が従業員のIRAに拠出するといった「企業版」もある。
3. 一方、個人型年金は、加入対象者が自営業者と企業年金のない企業従業員に限られる。このため、確定拠出年金の本領である年金ポータビリティも不完全である。また、60歳で引き出しが可能になると同時に、拠出が行えなくなる。
4. わが国では少子高齢化の進む中、自助努力の重要性は増す一方であり、個人型年金は有効活用すべき制度と言える。また、公務員共済と厚生年金の一元化の議論が始まり、公務員への上乗せ給付である「職域加算」廃止の方向が打ち出された。代わりに、公務員の個人型年金の利用を可能にするという議論もあり得る。
5. IRAは74年の導入後、何回もの制度改正を経て、現在の内容になった。わが国の確定拠出年金は、2001年の法律施行から5年を経過した時点で見直しが行われることになっている。この機会に、個人型年金の活用が進むよう、必要な制度改正の実現が期待される。

普及しない個人型確定拠出年金

わが国では、2001年10月から企業が従業員に提供する企業型確定拠出年金（企業型年金）が、翌2002年1月から自営業者等を対象とする個人型確定拠出年金（個人型年金）が開始された。企業型年金の方は4年余りの間に普及し、2005年10月末時点で実施事業主数5333社、同年9月末で加入者数

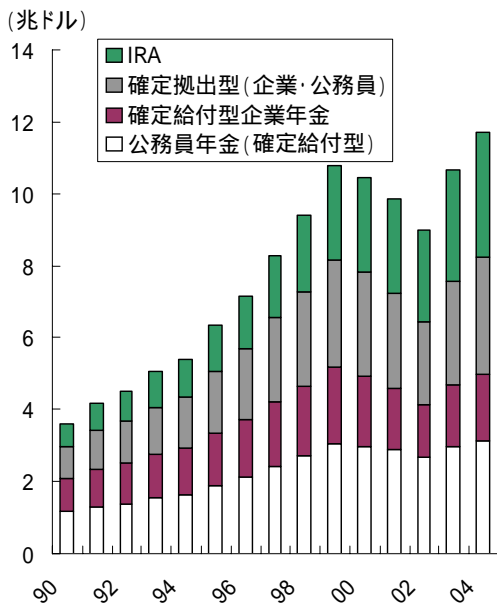
157万人に達した。一方、個人型年金は、2005年10月末で加入者数5万3508人に留まっている。

わが国に確定拠出年金が導入されるに当たっては、米国の制度が参照された。米国には、企業型年金に相当する401(k)プランと、個人型年金に相当する個人退職勘定（Individual Retirement Account、以下、IRAとする）がある。IRAは、1974年の導入から30年余りの間に米国民の間に広く普及し、2004年末

時点の保有家計数は 4520 万と、米国の家計の 4 割以上を占めた。また、2004 年末時点の資産残高は 3.5 兆ドルで、401(k)プランの 2.1 兆ドルを上回り、米国最大の年金プランとなっている（図表 1）。

わが国の個人型年金と米国の IRA は、基本的な仕組みや機能を共有しつつも、異なる点が多い。本稿では普及を果たした先行事例としての IRA から示唆を得つつ、個人型年金の課題を指摘したい。

図表 1 米国の年金プラン資産残高



(出所) ICI, *Fundamentals*, Aug 2005 より野村資本市場研究所作成

年金制度全体の中の位置付け

まず、米国 IRA 及びわが国個人型年金の、両国の年金制度全体における位置付けを見ると、図表 2 のようになる。

米国の公的年金であるソーシャル・セキュリティは、ほぼ全国民を対象とし、わが国の国民年金に相当する。わが国の民間サラリーマン向け厚生年金、私立大学教職員向け共済年金、公務員向け共済年金の報酬比例部分に

相当する公的年金制度は、米国にはない¹。私的年金としては、両国共に職場で提供される「職域年金」があり、確定給付型や確定拠出型の企業年金もこれに含まれる。さらに、個々人の自助努力の制度として米国には IRA があり、わが国には個人型年金と国民年金基金がある。

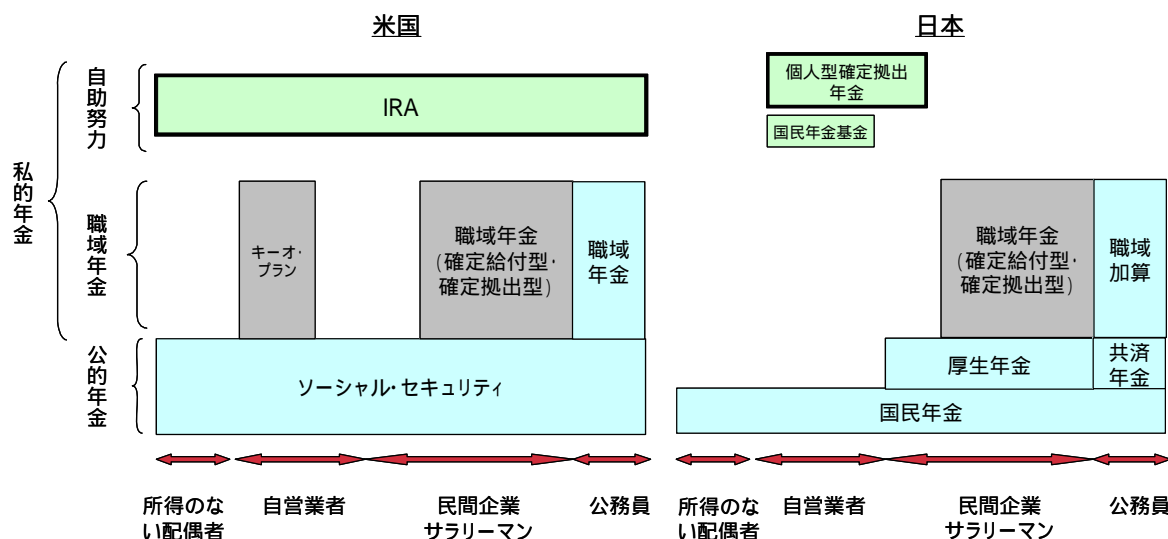
公的年金の給付水準を見ると、ソーシャル・セキュリティの平均給付月額、2004 年の新規裁定者の場合、受給者本人が 961 ドル、無職の配偶者が 359 ドルだった²。合計すれば 1320 ドル、およそ 14.5 万円（1 ドル = 110 円）である。一方、2004 年度のわが国の公的年金給付月額は、受給者本人が厚生年金加入で配偶者が無職の標準世帯の場合、2 人の国民年金部分が 13.2 万円と本人の報酬比例部分が 10.1 万円で、合計 23.3 万円だった³。

また、高齢者の収入源を見ると、米国の 65 歳以上の場合、ソーシャル・セキュリティ給付金が 39%、勤労所得が 25%、職域年金や IRA など年金給付金が 19%、資産からの収入が 14% だった（2003 年）⁴。一方、わが国の世帯主が 60 歳以上で無職の世帯では、公的年金給付が実収入の 84.5% を占めた（2004 年）⁵。

公的年金給付は、報酬比例部分があるだけ、わが国の方が大きいと言える。高齢者の収入源は、米国のデータが個人であるのに対し日本が世帯、米国が勤労者も含む総計なのに対し日本は世帯主が無職であることなどから正確な比較は難しいが、概ね、老後の生活において、わが国では公的年金の存在感が大きいのにに対し、米国では公的年金以外の収入源の重要性が高いことが見て取れる。

IRA は職域年金と共に年金給付金に含まれるが、職域年金は全員に提供されているわけではない。例えば、米国の民間サラリーマンの企業年金加入率は、401(k)プランが普及する一方で、確定給付型が縮小したことから、50%前後にとどまっており、IRA のような自

図表 2 日米の年金制度の全体像



(注) 1. 米国のキーオ・プランは自営業者向けの税制措置で、確定給付型・拠出型のいずれも可。
 2. わが国の公務員向け職域加算は公的年金の一部。
 (出所) 野村資本市場研究所

自助努力の制度を活用することの重要性が伺われる。

IRA と個人型確定拠出年金の比較

1. 加入対象者の幅広さ

IRA と個人型年金の制度概要を対比させたのが図表 3 である。個人が金融サービス業者等で口座を開設し、拠出額や投資対象の決定を自分で行う点、拠出時・運用時非課税の優遇措置が付与される点、一定の年齢に達するまで原則として口座資産の引き出しが行えない点⁶は、基本的に同じである。

一方、制度上の相違点として、まず指摘できるのが、加入条件である。IRA への加入は、所得があるか、もしくは所得のある者の配偶者であり、かつ、70.5 歳未満であれば可能である。すなわち、就労状況や勤務先の種類に基づく条件付けにはなっていない。また、職域年金の加入者が税制優遇を二重に享受するという点について、職域年金加入者を一律に IRA への加入不可とするのではなく、年収が一定以上になると、拠出の所得控除可能額が

減少する仕組みになっている⁷。

これに対し、個人型年金は、自営業者（第 1 号被保険者）及び職場に企業年金のない民間企業従業員が加入できるが、職場に企業年金のある従業員、公務員、所得のない配偶者は加入できない。（図表 4）

2. 制度の多様性

図表 3 の制度概要は IRA の「基本型」についてであり、実は IRA には多様な「応用型」が存在する。（図表 5）

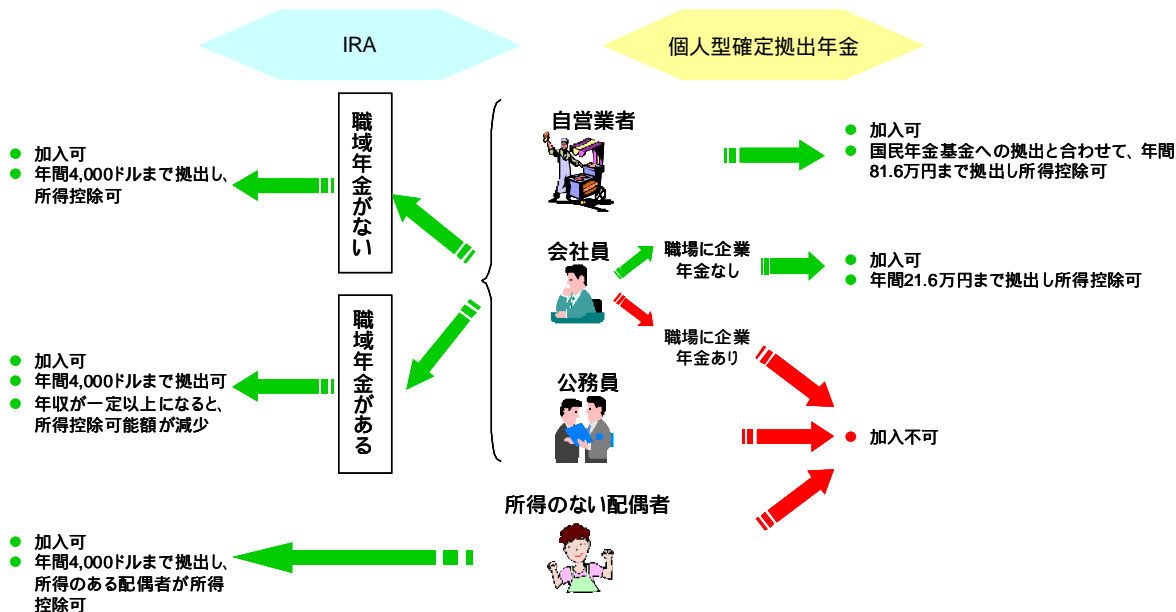
一つが、拠出の所得控除はないが、運用時非課税、給付時も最初の拠出から 5 年以上経てば非課税という税制措置の付与されたロス IRA (Roth IRA) である。基本型が、拠出の所得控除あり、運用時非課税、給付時課税なので、税制優遇の付与されるタイミングが異なる。ロス IRA の一般的な使われ方としては、職域年金に加入し、一定以上の年収があるため基本型 IRA への拠出を所得控除できない人が、職域年金に加えて、自助努力の退職資産形成を行う場合などが想定されている。

図表3 IRAと個人型確定拠出年金の制度の概要

	IRA	個人型確定拠出年金
口座開設 • どこで行うか • 加入の条件 • 加入の年齢上限	<ul style="list-style-type: none"> IRAを提供する金融サービス業者 所得がある、または所得がある者の配偶者 70.5歳 	<ul style="list-style-type: none"> 個人型年金への加入を受け付ける金融サービス業者、郵便局 自営業者または企業年金のない企業従業員 60歳
拠出 • 拠出額等の決定 • 拠出額の上限 • 拠出の所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 拠出の額、タイミングはIRA保有者が決定 年間\$4,000または年収の100%の小さい方 職域年金に加入していなければ年間\$4,000まで所得控除可。加入している場合、年収\$5万を超えると控除可能額が段階的に減額される 	<ul style="list-style-type: none"> 拠出の額は加入者が決定。タイミングは毎月 自営業者は国民年金基金への拠出と合わせて月額6.8万円(年間81.6万円)、企業年金のない企業従業員は月額1.8万円(年間21.6万円) 拠出額を所得控除できる
資産運用 • 誰が決定するか • 運用商品の規制 • 運用益の課税	<ul style="list-style-type: none"> IRAの保有者 銀行預金、投信、債券、株式、不動産証券化商品、年金保険など 運用時非課税 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者・運用指図者 3つ以上のリスク・リターン特性の異なる商品。少なくとも1つは元本確保商品。預貯金、投信、保険商品など 運用時非課税
給付 • 給付形態 • 給付開始要件 • 給付開始義務 • 給付の課税	<ul style="list-style-type: none"> 一時金支給、年金支給、随時支給など 59.5歳に到達、死亡、障害、高額医療費、初回住宅購入、高等教育費など。違反するとペナルティ課税 70.5歳に達すると給付開始 通常所得として課税 	<ul style="list-style-type: none"> 年金支給、全部又は一部を一時金支給など 60歳に到達、死亡、障害 70歳に達すると給付 年金支給は公的年金等控除、一時金支給は退職所得控除の適用あり
資産移管	<ul style="list-style-type: none"> 離転職時に年金資産をIRAに移管可 新しい勤務先の年金プランが受け付けられ、IRA資産をそこに移管可 	<ul style="list-style-type: none"> 離転職時に、次の勤務先に企業型年金がなければ年金資産を個人型年金に移管。企業型年金があればそこへ移管

(出所) 野村資本市場研究所

図表4 IRAの加入対象者の幅広さ



(出所) 野村資本市場研究所

図表 5 多様性に富む IRA

	名称	特色
個人版	Roth IRA	<ul style="list-style-type: none"> • 拠出の所得控除なし。拠出の可否に所得制限があり、年収9.5万ドルを超えるとフルに行えなくなる(11万ドルで0ドル)。 • 基本型IRAと合わせて年間4,000ドルまで拠出可 • 運用時非課税 • 給付は、最初の拠出から5年以上経てば非課税
企業版	SEP	<ul style="list-style-type: none"> • 企業が従業員のIRAに拠出。毎年の拠出は変動可(年によってゼロも可) • 年間の企業拠出の上限は給与総額の25%(最大4.4万ドル) • 労働省への年次報告書不要
	SIMPLE IRA	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員数100名以下、他の企業年金なしの企業が導入可 • 従業員と企業の両方がIRAに拠出 • 従業員の税前提拠出は年間1万ドルまで • 企業は、マッチング拠出(給与の3%まで100%マッチング)、または、税前提拠出の有無に関わらず給与の2%の拠出 • 非差別テスト不要、労働省への年次報告書不要

(出所) 野村資本市場研究所

IRA にはさらに、「企業版」が存在する。企業が従業員の IRA に拠出する SEP (Simplified Employee Pension) と、従業員が拠出し企業が奨励金を付加する SIMPLE (Savings Incentive Match Plan for Employees) IRA である⁸。いずれも、通常の企業年金よりも設立・運営が容易なのが特徴となっており、小企業による退職プラン提供を促進するのが狙いである。

3. 資産移管の選択肢

米国の IRA、わが国の個人型年金のいずれも、職域年金加入者の離転職時に、元の職場の年金資産を移管する受け皿としての機能を有する。いわゆる年金ポータビリティの確保が目的である。

米国の制度では、離転職者は、元の職場の 401(k)プラン等の資産残高が一定以上の場合、

この資産を IRA に移管する、元の職場の年金プランに残す、次の職場の年金プランが受け付けられそこに移管する、という選択肢がある⁹。

一方、わが国の確定拠出年金では、企業型年金の加入者が離転職し、次の職場に企業型年金があればその制度に、なければ個人型年金に資産移管することとされている。ところ

が、加入者が確定給付型はあるが確定拠出年金のない企業に転職する、公務員になる、あるいは結婚などで就労をやめる場合は、個人型年金に資産を移管し運用を続けることはできても、拠出を続けることができない「運用指図者」になる。個人型年金の加入対象者に制約があるために、結果的に、個人型年金を経由した年金ポータビリティ確保の目的が十分に果たせずにいる。

4. 「自動移管問題」と IRA¹⁰

職域年金から IRA への資産移管が実際に行われるためには、加入者自身が移管先を決めて口座開設その他の手続を行う必要があるが、加入者の中には手続を行わないまま辞めてしまう人もいる。若年で残高が少ない加入者などに多いと言われる。

このような場合、米国では、加入者の口座資産が 5000 ドルを超えると加入者の同意を伴わない口座資産の払い出しが禁じられていることから、5000 ドル超の資産については、元の職場の年金プランに残されることになる。この場合、拠出は続けられないが、運用は引き続き可能である。

資産残高 1000 ドル超、5000 ドル以下の場合、企業があらかじめ指定しておいた金融

サービス業者の IRA に自動的に移管されることになっている。移管先での投資対象は、加入者が指図しない限り、MMF や預金など、元本維持及び合理的な利回り提供のために設計された商品となる。

残高が 1000 ドル以下の場合、離退職する加入者に強制的に払い出しをすることが可能で、当人が 60 日以内に IRA に払い出された資産を入れれば直接 IRA に移管したのと同じ扱いになるが、そのままにしておくと、ペナルティ課税を受ける早期引き出しとなる。

これに対し、わが国確定拠出年金制度では、資産残高の大きさに関わらず、企業型年金加入者が離転職から 6 ヶ月以内に手続きを行わなければ、口座資産は現金化され、自動的に国民年金基金連合会に移管される。いわゆる自動移管である。形の上では年金資産としての扱いが継続するものの、自動移管された資産は利息の付かない預金に入れられるので運用時非課税のメリットは享受されず、手数料分だけ着実に資産が目減りしていく結果となる。また、この間は加入期間の通算もされないが、わが国の確定拠出年金では、米国と異なり、年齢的には給付開始可能な 60 歳に達しても、一定以上の加入期間を満たさないと給付を受け取ることができないので、この点は注意を要する¹¹⁾。

自動移管の状態にある加入者は、2005 年 3 月末時点で 2 万 3,922 人に上り、その後も増加基調にあると言われている。同時点の個人型年金の加入者数が 4 万 6,066 人だったことに照らすと、享受できる制度上の恩恵を手放した人数として、無視し得ない状況と言える。

5. 引き出し可能年齢と加入の年齢制限

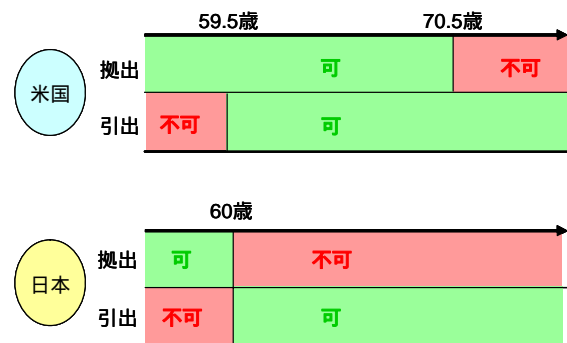
米国の制度では、401(k)プランなどの職域年金や IRA からの引き出しが可能になる年齢が 59.5 歳である一方、IRA への加入の年齢制限は 70.5 歳となっている。すなわち、退職はしたが職域年金から一時金をすぐに引

き出す必要がない場合など、本人が望めば IRA への資産移管を行うことができ、70.5 歳までの間、拠出を行うこともできる。例えば、60 代に入り職の第一線は退いたものの、完全に引退するつもりはなく、それなりの収入を得ている人などである。

一方、わが国の確定拠出年金は、企業型年金も個人型年金も加入し拠出できるのは 60 歳までで、60 歳を過ぎて引き出しが可能になると同時に、拠出が行えなくなる形になっている。(図表 6)

なお、IRA への資金流入額を見ると、企業年金等からの資産移管が通常の拠出を大きく上回り、入手可能な最新データの 2001 年には、拠出 98 億ドルに対し資産移管 1871 億ドルだった¹²⁾。これは、若年の離転職者よりも 1 件当たりの金額が大きい退職者の資産移管が主因と捉えられている。

図表 6 退職年齢時の日米の制度の違い



(出所)野村資本市場研究所

. IRA の歴史的変遷

以上が IRA の現在の制度概要であるが、74 年の導入当初からこのような内容だったわけではない。加入対象者の拡大、資産移管の受け皿機能の強化、種類の多様化のいずれについても、何回もの制度改正を経て実現されてきた。(図表 7)

そもそも IRA は、職域年金のない従業員に、税制優遇を伴う退職資産形成の制度を提供する目的で導入された。したがって、当初は職域年金のある人は対象外だった。この制約が外されたのが 81 年の税法改正で、70.5 歳未満の所得のある国民であれば誰でも IRA に拠出し、満額所得控除できることとなった。86 年に、職域年金加入者に対する所得控除の制限が導入され、現行の形となったが、一時的にせよ、加入対象者が一気に拡大されたことは、IRA の普及を大きく後押ししたと言われる。

また、所得のない配偶者のための拠出は、76 年に可能となったが¹³、所得のある加入者の拠出上限 1500 ドル（当時）に上乗せできる金額は 250 ドルだった。これが同額に引き上げられ、本人 2000 ドルに配偶者分 2000 ドルを上乗せできる形になったのは 96 年のことである。なお、現在は、本人分 4000 ドルに配偶者分 4000 ドルを上乗せできるので、夫婦で最大 8000 ドルまで拠出できる。

さらに、IRA への資産移管についても、かつては、移管後に IRA への拠出を行うと、例えば次の職場に 401(k)プランがあり、他制度からの資産を受け入れていても、IRA から次の職場の 401(k)プランへの資産移管を行えないという制度上の制約があった。この点が改められたのは、2001 年のことである。公務員向け確定拠出型年金（457 プラン）から IRA への資産移管の障壁が除去されたのも、前述の IRA への自動移管が導入されたのも、この時だった。

企業版にしても、78 年に企業拠出のみの SEP が導入され、従業員拠出が可能なタイプは SEP の応用形の SAR SEP を経て、96 年に SIMPLE の形で整備された。

これらの IRA を補強する制度改正の背景として、米国民の貯蓄水準及び退職資産形成が不十分であるという懸念と、税制優遇を伴う IRA が退職資産形成促進の強力なインセンティブとなるという認識が、立法者により共有されていたという指摘がある¹⁴。

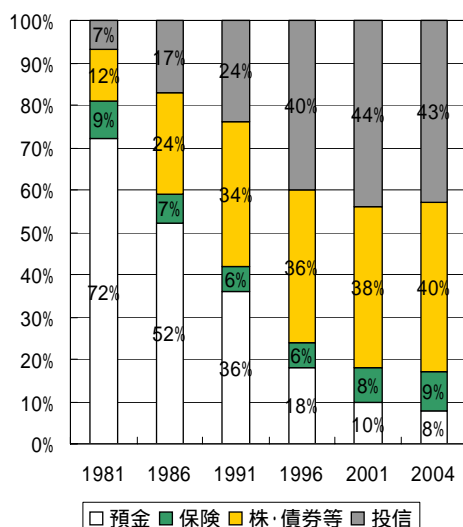
図表 7 IRA をめぐる制度改正

法律	主な内容
1974年退職所得保障法 (ERISA)	<ul style="list-style-type: none"> IRAを導入。職域年金が提供されない従業員が対象 企業年金加入者に対してIRAへの資産移管を認める 年間の拠出上限は1,500ドルまたは所得の15%の少ない方で、拠出は全額所得控除できる
1976年税制改正法	<ul style="list-style-type: none"> IRA保有者の配偶者の分も拠出を認める「配偶者IRA」を導入。所得のない配偶者のために年間250ドルまで拠出でき、合計1,750ドルまでを全額所得控除できる
1978年歳入法	<ul style="list-style-type: none"> SEPを導入。企業が従業員のIRAに拠出する。通常の年金プランに比べて企業の負担が軽く、設立が容易
1981年経済回復租税法 (ERTA)	<ul style="list-style-type: none"> IRAの対象者を拡大し、職域年金の加入の有無に関わらず、所得のある国民が利用可能とする 年間の拠出上限を2,000ドルまたは所得の100%の小さい方に拡大
1986年税制改正法	<ul style="list-style-type: none"> 職域年金加入者の、IRAへの拠出額の所得控除に制限。全額所得控除できるのは、職域年金に加入していない従業員、職域年金に加入しているが所得が一定以下の従業員、のいずれかに制限。 の所得上限は、単独申告の場合、年間総所得が2.5万ドル、合同申告の場合4万ドル。
1996年中小ビジネス職業保護法 (SBJPA)	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者IRAの年間拠出上限を2,000ドルに拡大 SIMPLEを導入。従業員が年間6,000ドルまで税前提拠出を行い、企業が一定のマッチング拠出を行う。SIMPLE IRAまたはSIMPLE 401(k)プランの形で設立できる
1997年税制改正法	<ul style="list-style-type: none"> IRAへの拠出額を全額所得控除できる職域年金加入者の所得上限を、2007年までに段階的に引き上げ 拠出時点では所得控除できないが、運用時非課税、給付時非課税のロスIRAを導入 高等教育資金の積立を目的とする「教育IRA」を導入
2001年経済成長・租税軽減調整法 (EGTRRA)	<ul style="list-style-type: none"> 年間拠出上限を2008年までに段階的に5,000ドルに引き上げ。2008年以降はインフレ調整 50歳以上向けのキャッチアップ拠出の導入。2002～2005年は年間500ドル、2006年以降は同1,000ドル 異なる年金プランの間の資産移管をめぐる制約を撤廃 離転職者の口座残高が1,000～5,000ドルの場合の、IRAへの自動移管を導入

（出所）野村資本市場研究所

IRA の歴史的変遷で、今ひとつ目を惹くのが、投資対象の変化である（図表 8）。IRA を通じた投資は、今でこそ、投資信託と株式・債券等がそれぞれ 43%と 40%を占めており（2004 年）、証券投資を通じた退職資産形成が実施されている制度という側面も持っているが、81 年には、預金が 7 割以上だった。預金比率が一貫して低下し 2004 年には 10%未満となった推移は、米国で個人が投資信託や株式への投資を増加させていった歴史とも重なり合うと言える¹⁵。

図表 8 IRA の投資対象の推移



（出所）ICI, Fundamentals, Aug. 2005 より野村資本市場研究所作成

わが国への示唆

1. 幅広い国民が利用可能な制度の必要性

前述のように、わが国の退職者は、現行制度下では、老後の生活資金のかなりの部分を公的年金給付により賅うことが可能と言える。しかし、少子高齢化の進むわが国で、現行の制度が維持不能であることは周知であり、2004 年公的年金改革では、給付抑制の措置が導入された。しかも、前提条件である合計特殊出生率は、改革が議論されていた時は

1.32 だったが、その後 1.29 へと低下したことから、早くも見直しが必要な可能性が生じており、その場合、さらなる給付抑制も考えられる。

わが国で今後、私的年金の重要性が増すのは確実と言っても過言ではない。そのような中で、幅広い国民が利用可能な自助努力の制度の必要性が、今までになく高まっていると言える。

2. 公務員年金制度改革との関係

年金改革は民間サラリーマンの加入する厚生年金に留まらず、厚生年金と公務員共済の一元化の議論が、2005 年秋以降、本格化している。その過程で目下、ポイントの一つとされているのが、公務員共済の「職域加算」の扱いである。

職域加算は公務員共済独自の上乘せ制度で、これにより公務員の報酬比例部分は、厚生年金相当部分と職域年金相当部分の 2 階建てになっている（図表 2）。2005 年 12 月 14 日、自民・公明両党は、与党年金制度改革協議会で、公務員共済と厚生年金の一元化に向けた具体的検討の開始を決定し、基本的には厚生年金の水準に合わせるとの考え方から、職域加算については廃止の方針を打ち出した¹⁶。職域加算廃止後の措置をめぐっては、代わりに公務員向けに確定拠出年金を導入するという可能性も指摘されている¹⁷。その場合、職域年金ということで企業型年金に相当する制度の導入も一つの方法だが、企業年金のない企業の従業員と同様に、個人型年金を公務員も利用できるようにするという考え方も十分にあり得ると言えよう。

3. 個人型確定拠出年金の課題

わが国の個人型年金は、有効活用されれば、自助努力による退職資産形成の拡大につながる潜在的可能性を持つと言えるが、制度的な課題をいくつか抱えている。

まず、現在、自営業者と企業年金のない民間企業従業員に限定される加入対象者を拡大する必要がある。勤務先の種類による制限を行わず、職域年金加入者であっても、一律に加入不可とはしない IRA の制度は参考になる。

また、現在加入できるとはいえ、企業年金のない企業従業員の拠出限度額は、年間 21.6 万円と、自営業者の年間 81.6 万円に比べて大きく見劣りする。厚生年金の報酬比例部分の存在が理由だとしても、将来的にこれがどの程度維持可能なのかは不確実である。その上、企業型年金の拠出限度額（確定拠出年金のみの場合の年間 55.2 万円、確定給付型と併用の場合の年間 27.6 万円）に比べても低く抑えられている。企業年金のない企業従業員は、5 万 3508 人の個人型年金加入者のうち、2 万 9469 人と、半分以上を占めており、潜在的ニーズは大きいと見られる。彼らに対する拠出限度額引き上げは合理的であり、かつ、それにより個人型年金の利用が大幅に拡大する可能性もある。

個人型年金の加入対象者の制約は、確定拠出年金の本領であるはずの年金ポータビリティ確保の機能も損なっている。個人型年金に資産移管しても以後、拠出を行えず運用指図のみというのでは、十分な年金ポータビリティとは言い難い。加えて、前述のように、目下、自動移管の増加が問題視されている。米国に倣って、個人型年金への自動移管を可能にするのも有効な解決策と考えるが、同時に、そもそも、離転職後に個人型年金に加入できず、拠出を続けられないために、移管手続きを取るインセンティブが低くなるという問題を解消する必要がある。

また、60 代の人々をめぐって、引き出しと拠出の両方が可能な米国の制度は、個人の老後の過ごし方に合わせた IRA の活用を可能にしている。セカンドライフの多様化は、わが国でも進展すると見られており、わが国

でも給付が可能になると同時に拠出を行えなくなる制度を改め、米国と同様な柔軟性を持たせる必要があると考える。2004 年公的年金改革でも、生き方・働き方の多様化への対応という名目で、60 代前半の在職者の年金給付をめぐる制度が改正された。また、現在過渡期であるが、いずれ公的年金の支給開始は、報酬比例部分も含めて、全員 65 歳からとなる。今後、60 代の就労が増加し、就労形態が若年時代と比べて多様化するなら、個人型年金を通じた退職資産形成継続の選択肢を 60 代にも開放する方が合理的と考える。

さらに、制度内容の多様性も、日米の差異として目に付く点である。特に、企業年金よりも提供コストが低い小企業向けの企業版 IRA の発想は、わが国でも検討に値するのではなかろうか。企業規模が小さいほど、本格的な年金プランを提供し難いという事情は、わが国も同様である。

確定拠出年金法では、2001 年 10 月 1 日の法律施行から 5 年を経過した時点で、政府が、施行状況に照らして、法律の規定について必要な検討を加え、措置を講ずることとされている¹⁸。米国 IRA の制度も、何回にもわたる改正を経て整備されてきた。施行 5 年後の見直しのこの機会に、個人型年金がそのポテンシャルを十分に発揮し、自助努力の退職資産形成制度としての活用が進むよう、必要な制度改正の実現が期待される。

¹ ソーシャル・セキュリティは報酬比例の形で拠出・給付が計算されるが、報酬額が高いほど年金額に反映される比率が低くなる算定方式になっており、一定以上の所得層にとっては定額給付に近い制度と言える。

² Social Security Administration, *Fast Facts and Figures about Social Security*, 2005.

³ 厚生労働省『平成 16 年年金制度改革のポイント』

⁴ Social Security Administration, *Fast Facts and Figures about Social Security*, 2005.

⁵ 総務省『家計調査平成 16 年年報』。実収入は公的年金給付、その他社会保障給付、他の世帯員の収入

などの税込み収入で、22万2915円だった。これ以外に資産の取り崩し等が5万7254円あった。

⁶ 正確には、IRAは非適格の引き出しを行うとペナルティ課税を受ける。

⁷ さらに、年間合計4000ドルを上限に、所得控除のない拠出を行うことも制度上可能となっている。ただ、この選択肢により制度が複雑化し、本来、所得控除を得られる人が誤って得ないといった事態を引き起こしたという指摘もある。“The Individual Retirement Account at Age 30: A Retrospective,” *ICI Perspective*, Feb. 2005を参照。

⁸ SIMPLE IRAの前身としてSAR SEP (Salary Reduction SEP)があったが、97年のSIMPLE導入により代替された。また、SIMPLEにはIRAの他にSIMPLE 401(k)も制度上の選択肢としてはあるが、実際にはほとんど利用されていない模様である。

⁹ 401(k)プランなどの職域年金は、別の職域年金やIRAからの資産の受け入れを義務づけられているわけではない。

¹⁰ 野村亜紀子「米国における「自動移管」問題への対応」『野村年金コンサルティング』2005年12月号及び野村亜紀子「主たる企業年金となった米国401(k)プランの課題と対応 - 「自動化」の試み - 」『資本市場クォーターリー』2005年秋号の補論を参照。

¹¹ 60～61歳だと通算加入期間が10年以上必要、61～62歳だと8年以上必要といった具合に定められており、65歳以上で1ヶ月以上必要となる。

¹² *ICI Perspective*, Feb. 2005.

¹³ 所得がなくても価値のある家事労働を提供する配偶者を排除するのは不公平という考え方からだった。(U.S. Congress, Joint Committee on Taxation, *General Explanation of the Tax Reform Act of 1976*, Dec. 29, 1976.)

¹⁴ “The Individual Retirement Account at Age 30: A Retrospective,” *ICI Perspective*, Feb. 2005; U.S. Congress, Joint Committee on Taxation, *General Explanation of the Economic Recovery Tax Act of 1981*, Dec. 29, 1981; U.S. Congress, Joint Committee on Taxation, *General Explanation of Tax Legislation Enacted in 1997*, Dec. 17, 1997.

¹⁵ IRAの普及と米国個人の証券投資の拡大の関連性を実証するのは難しいが、長期にわたり引き出せない資金ということで投資を試すようになった、MMFから少しずつリスクのある商品に移っていった等の指摘はなされている。(ジョセフ・ノセラ著『アメリカ金融革命の群像』野村総合研究所、1997年)

¹⁶ 「共済・厚生年金統合 与党が方針 公務員OB給付削減焦点」『日本経済新聞』2005年12月15日、「共済年金の実質保険料率 厚生年金と同水準に」『日本経済新聞』2005年10月6日

¹⁷ 「厚生・共済年金難題多い一元化」『日本経済新聞』2005年10月13日

¹⁸ 確定拠出年金法附則第4条